

「こども性暴力防止法」について

こども性暴力防止法が成立し、2026年12月25日から施行される予定です。

この法律により、実習を行う前に、実習施設から法に基づく「犯罪事実確認」が行われる可能性があります。確認の結果、特定性犯罪の前科があると判断された場合は、実習を行うことはできません。実習を行うことができない場合、修了要件を満たすことができず、修了できない可能性があります。

教育学研究科は実習が修了要件となるため、入学手続き時に、①同意書（犯罪事実確認等に関する同意）及び、②誓約書（特定性犯罪前科がないことの誓約）を提出していただきます。提出できない場合は入学を許可できませんので、内容を十分に理解のうえ、出願してください。

【参考】制度の詳細はこちらをご覧ください。

○こども家庭庁ホームページ：

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

○弘前大学入試情報ホームページ：

<https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp/news/information/17029/>